

令和8年度鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（東郷池南エリア）活性化検討業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（東郷池南エリア）活性化検討業務

2 業務の目的

県では、令和5年7月に「東郷湖羽合臨海公園パークビジョン」を策定し、東郷湖羽合臨海公園東郷池南エリアの活性化に取り組んでいる。

本業務は、このパークビジョンに基づき、県立都市公園である東郷湖羽合臨海公園の魅力向上・活性化に向け、道の駅燕趙園など既存の収益施設を最大限に利活用して民間活力導入等の公園管理の手法を検討するため、現状の課題抽出、改善にかかるアドバイス等を行うことを目的とする。

3 業務場所

東郷湖羽合臨海公園東郷池南エリア（引地地区及び長和田地区）

4 業務期間

契約の日から令和9年3月19日まで。ただし、5(1)～(4)の各業務の実施時期については、発注者の指示に従うこと。

5 業務委託の内容

(1) 準備、現地訪問による調査

東郷湖羽合臨海公園パークビジョンを踏まえ、民間活力を導入した都市公園の活性化に係る情報・事例の整理を行い、業務期間中は、現地を1回以上訪問し、東郷池周辺の現地踏査を行うこと。

(2) 東郷池南エリアの経営・運営等に関する課題の抽出

道の駅燕趙園、老龍頭、飲食店、中国庭園燕趙園などの経営に関する課題を抽出し、その内容を資料として提出するとともに、民間事業者への市場調査（サウンディング）の実施方法（サウンディング項目、サウンディング先の選定等）について発注者にアドバイスを行うこと。

(3) 発注者との面談による質疑応答、アドバイスの実施

業務期間中に発注者の求めに応じて3回以上は対面による質疑応答への対応、口頭でのアドバイスをおこなうこと（WEB面談でも可能、1回につき2時間程度を想定）。

(4) 東郷池南エリア活性化検討委員会に対するアドバイザー参加（WEB参加可）

発注者が年度内に2回程度の開催を予定する検討委員会にアドバイザーとして参加し、東郷池南エリアの課題に対応するアドバイスをおこなうこと（WEBでの参加でも可能）。

6 成果品

(1) 報告書 1部（電子データ納品可）

(2) 報告書の概要版 1部（数ページにまとめたもの。電子データ納品可）

※納品する電子データは Microsoft Office 社製のソフトで作成されたものとし、将来的なデータの加工・更新等が可能な形で納品すること。

7 留意事項

(1) 法令順守

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者より貸与するものとする。貸与資料については、破損、紛失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料を外部に漏洩してはならない。

(3) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(4) 守秘事項等

ア 受注者は、本業務における成果物を当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 受注者は、本業務に従事する者並びに(5)の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人(以下「従事者等」という。)に対して、ア及びイの規定を遵守させなければならない。

エ 発注者は、受注者がアからウまでの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

オ アからエまでの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(6) 損害の賠償

本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(7) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を得ずに複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(8) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(9) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。

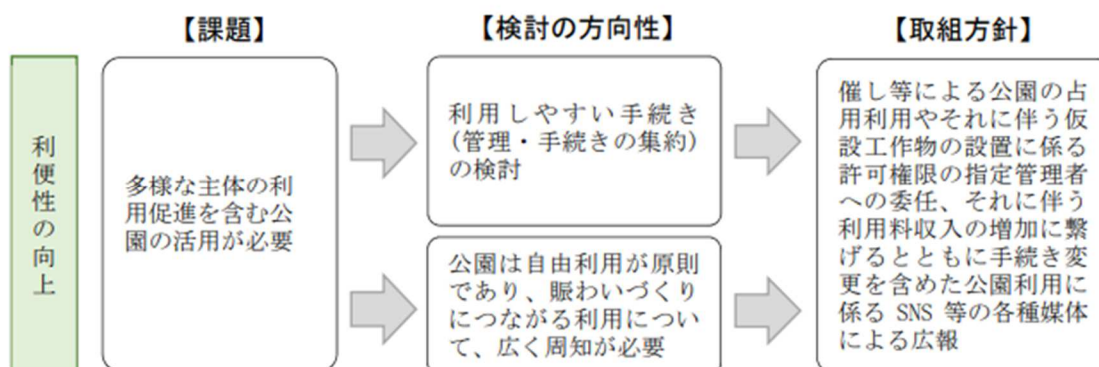
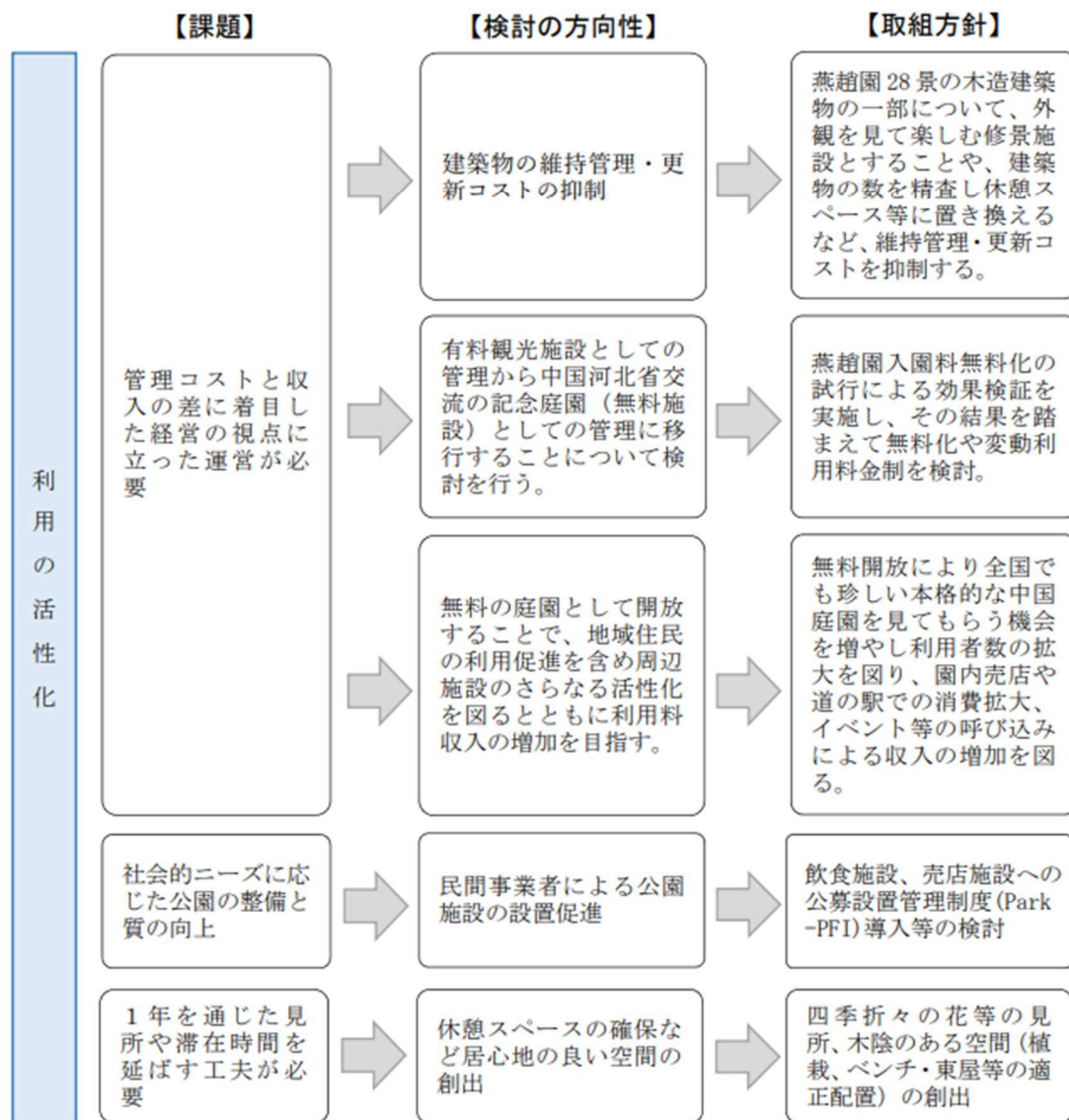
(2) 東郷池南エリア (引地、長和田)

～ 東郷池を眺めながらの交流・憩いの空間～

このエリアは、芝生等の広場に加えてシバザクラなどの花々や木々が豊かで東郷池の眺望が良いことから、1年を通じて季節の花などが楽しめ、東郷池の眺望を活かした散策と憩いのエリアとする。

引地地区には、中国庭園燕趙園や飲食施設を含む道の駅燕趙園に加えて、湯梨浜町が管理・運営するゆアシス東郷龍鳳閣や飲食店の誘客施設が存在していることから、人が行きかう交流の場として交流人口の拡大を図るエリアとする。

【ターゲット】 地域住民、県内外観光客(温泉宿泊客)



(引地地区)



【道の駅燕趙園】



【燕趙園】



【老龍頭(売店)】



(長和田地区)



【シバザクラ】



【芝生広場】

